

【緊急！】消費者トラブル注意報 第120号**インターネット通販で購入したサーキュレーター
のトラブルにご注意ください！**

令和7年6月以降、インターネット通販で購入したサーキュレーターに関する相談が寄せられています。

SNSやインターネットの広告を見て購入したが、「広告と異なり首振り機能がない」「風力の強弱コントロールがない」「10分で動かなくなった」など製品そのものに問題があるとの相談が多くなっています。

□相談事例**【事例1】**

SNSの広告を見てサーキュレーターを2台ネットで注文した。クレジットカードで決済したが広告と違うオモチャのようなものが届いた。使用してみたら動くが、首振り機能はない。広告では首を振るようになっていた。送り状に記載された電話番号に連絡するが、ガイダンスが流れた後、一方的に切れる。どうしたらよいか。

【事例2】

SNSで有名大学が開発したサーキュレーターの広告を見つけた。2台購入すると半額になるため、2台をクレジットカード決済し注文した。商品が届き、開梱すると商品と外国語で書かれた説明書があった。商品の電源をUSBポートに繋いで使用してみたところ10分で動かなくなった。広告にあったような首振りもしない粗悪品だった。

■消費者へのアドバイス

- インターネットショッピングは通信販売にあたります。通信販売の返品、解約は、通販サイトの規約に沿うこととなります。申し込む前に規約を確認しましょう。
- 事業者名、住所、電話番号が明記されていない通販サイトは申し込まないようにしましょう。
- 一般に流通している価格よりも大幅に安く販売されている場合、十分に注意してください。
- メーカーの正規品と称している場合や「共同開発」などと記載されている場合は、SNS広告を鵜呑みにせずメーカーの公式サイト等で商品内容を確認しましょう。
- 「おかしいな」「困ったな」と思ったら、早めにお住いの地域の消費生活センターや相談窓口にご相談ください。

■熊本県消費生活センター**相談電話 096-383-0999**

(受付時間：平日 9時～17時)

【問合せ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課 渡辺・山本

電話：096-333-2308 内線：35841・35848